

議案第 4 4 号

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)の公布に伴い、住宅ローン控除の適用期限及び控除期間の延長をするとともに、上場株式等の配当等に係る市民税の課税方式をそれに係る所得税の課税方式と一致させる措置を講ずるほか所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「交付手数料」を「交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第 17 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 17 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 24 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第 27 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 28 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

第 28 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 48 条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第 53 条中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に改め、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 9 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 12 条第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 15 条の 4 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 15 条の 5 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 15 条の 5 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 25 条を削る。

(羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市税条例の一部を改正する条例(令和 3 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族()の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 14 条第 2 項及び第 28 条の 3 第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中羽曳野市税条例第 28 条の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 28 条の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項及び第 12 条第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 25 条を削る改正規定並びに第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(2) 第 2 条(羽曳野市税条例の一部を改正する条例(令和 3 年条例第 17 号)附則第 2 条の改正規定に限る。)の規定 令和 5 年 12 月 1 日

(3) 第 1 条中羽曳野市税条例第 17 条第 4 項及び第 6 項、第 24 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 1 項ただし書、第 53 条の改正規定並びに同条例附則第 9 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 4 項並びに第 15 条の 5 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに附

則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 第 1 条中羽曳野市税条例第 9 条の改正規定及び次条の規定 令和 6 年 4 月 1 日
(納税証明書に関する経過措置)

第 2 条 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例第 9 条(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、前条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)第 28 条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1 号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第 28 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の羽曳野市税条例(次項において「旧条例」という。)第 28 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 28 条の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第 28 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 28 条の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

羽曳野市税条例 新旧対照表(第1条による改正)

新	旧
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第9条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の<u>手数料は、羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</u></p> <p>第10条～第16条 省略 (所得割の課税標準)</p> <p>第17条 1～3 省略</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第9条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料は、羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</u></p> <p>第10条～第16条 省略 (所得割の課税標準)</p> <p>第17条 1～3 省略</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第27条第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得</p>

<p>第 18 条～第 24 条 省略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、第 17 条第 4 項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 20 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の<u>翌年度分の個人の府民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 省略</p> <p>第 25 条・第 26 条 省略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 27 条 第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式によ</p>	<p>ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第 27 条第 1 項の規定による申告書</p> <p>(2) 第 28 条第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>第 18 条～第 24 条 省略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 24 条の 2 所得割の納税義務者が、第 17 条第 4 項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 20 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る<u>年度分の個人の府民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 省略</p> <p>第 25 条・第 26 条 省略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 27 条 第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式によ</p>
---	--

る申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 省略

第28条 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、

る申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 省略

第28条 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、

当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない

(1) 省略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

(3) 省略

(4) 省略

2～5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 28 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 48 条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 特定配偶者の氏名

当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

2～5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 28 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(3) 省略

(4) 省略

2～5 省略

第 29 条～第 52 条 省略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 53 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

第 54 条～第 114 条 省略

附 則

第 1 条～第 5 条の 3 省略

第 5 条の 3 の 2 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

第 5 条の 4～第 9 条の 2 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第 9 条の 3 1 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

(2) 省略

(3) 省略

2～5 省略

第 29 条～第 52 条 省略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 53 条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

第 54 条～第 114 条 省略

附 則

第 1 条～第 5 条の 3 省略

第 5 条の 3 の 2 平成 22 年度から令和 15 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 3 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

第 5 条の 4～第 9 条の 2 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第 9 条の 3 1 省略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 17

<p>3 省略</p> <p>第 10 条～第 11 条 省略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 12 条 1・2 省略</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで又は第 37 条の 8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 13 条～第 15 条の 3 省略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 15 条の 4 1～3 省略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p>	<p><u>条第 4 項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p><u>(1) 第 17 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p><u>(2) 第 17 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第 10 条～第 11 条 省略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 12 条 1・2 省略</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、<u>第 37 条の 8 又は第 37 条の 9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 13 条～第 15 条の 3 省略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 15 条の 4 1～3 省略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載</p>
---	--

<p>5 省略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 15 条の 5 1～3 省略</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 24 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 15</p>	<p><u>があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第 27 条第 1 項の規定による申告書</u> <u>(2) 第 28 条第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 省略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 15 条の 5 1～3 省略</p> <p>4 <u>前項の後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第 27 条第 1 項の規定による申告書</u> <u>(2) 第 28 条第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 24 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 15</p>
---	--

条の 5 第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第 4 項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 17 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

第 16 条～第 24 条 省略

以下省略

条の 5 第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 17 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

第 16 条～第 24 条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 25 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

以下省略

羽曳野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新	旧
<p>羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 28 条の 3 第 1 項中「<u>扶養親族()の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</u></p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)第 14 条第 2 項及び第 28 条の 3 第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>以下省略</p>	<p>羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 28 条の 3 第 1 項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢 16 歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中<u>個人の市民税に関する部分</u>は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>以下省略</p>